

輸出管理内部規程の届出等について

輸出注意事項17第9号・平成17・02・23貿局第6号(H17.2.25)

貿易経済協力局

最終改正：輸出注意事項2025第10号（R7.4.9公布、R7.5.9施行）

貿易経済安全保障局

経済産業大臣は、輸出関連法規の遵守徹底について（昭和62年9月7日付け62貿第3605号）及び不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて（平成6年6月24日付け6貿第604号）に基づき、我が国における安全保障貿易管理制度に対する信頼性・透明性をより一層高める観点から、これまで多くの輸出関連企業等から輸出関連法規の遵守に関する内部規程（以下「輸出管理内部規程」という。）の届出を受けてきた。

この度、我が国における安全保障貿易管理制度に係る技術取引規制の見直し、罰則強化等の措置を講ずるため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）が改正されたところ。これに伴い、外為法に新たに導入された輸出者等遵守基準（外為法第55条の10第1項の輸出者等遵守基準をいう。以下同じ。）を輸出管理内部規程が満たすことを確保するため、輸出管理内部規程及び輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出等並びに経済産業省ホームページにおける公表等について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 輸出管理内部規程の新規の届出

（1）新規の届出

輸出管理内部規程（外為法を始めとする輸出関連法規（以下「外為法等」という。）の遵守事項（別紙1に定めるもの。以下「外為法等遵守事項」という。）を全て含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。）をいう。以下同じ。）を新規に経済産業大臣に届け出る場合には、以下の資料を提出すること。

- ① 輸出管理内部規程（様式任意）
- ② 輸出管理内部規程の届出について（様式1）
- ③ 輸出管理内部規程総括表（様式2）
- ④ 輸出者等概要・自己管理チェックリスト（様式3）
- ⑤ 届出事項が事実であることを証する書類の写し（登記簿上の届出者名及び住所が確認できる書類）

（2）受理票の発行

上記1（1）により届出を行い、別紙1の内容を満たすと認められる場合には、「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙3）」が発行される。

2 輸出管理内部規程の内容変更の届出

(1) 内容変更に伴う届出

上記1 (2) により「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」が発行された輸出管理内部規程の内容を変更した場合は、変更の事実が発生した日より1月以内に、以下の資料を提出すること。

- ① 輸出管理内部規程（様式任意）
- ② 輸出管理内部規程の内容変更届（様式4）
- ③ 輸出管理内部規程総括表（様式2）

(2) 受理票の発行

上記2 (1) により届出を行い、別紙1の内容を満たすと認められる場合には、「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」が発行される。

なお、新たな受理票を受理した時点で、内容変更前に発行された受理票は効力を失う。

(3) 取下げの届出

輸出管理内部規程の届出を取下げる場合には、「輸出管理内部規程の取下げ届（様式5）」を提出すること。

なお、取下げの届出がされた時点で、発行されている「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙3）」は効力を失う。

3 輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出

(1) チェックリストの届出

「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」が発行されている者は、毎年7月1日から7月31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリスト（様式3）を提出すること。

(2) 受理票の発行

上記3 (1) により届出を行い、別紙1の内容を満たすと認められる場合には、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙3）」が発行される。

4 輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の記載事項の内容変更の届出

(1) 受理票の内容変更の届出

「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」又は「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙3）」に記載された内容に変更があった場合には、以下の資料を提出すること。

- ① 受理票の記載事項に係る変更届（様式7）
- ② 届出事項が事実であることを証する書類の写し（登記簿上の届出者名及び住所が確認できる書類）

(2) 受理票の発行

上記4 (1) により届出を行った者に対して新たな「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙3）」が発行される。

なお、当該届出を行った者が新たな受理票を受理した時点で当該新たな受理票の発行の前に発行された受理票は効力を失うものとする。

5 合併、会社分割、事業譲渡等の組織上変化があった場合の取扱い

合併、会社分割、事業譲渡等により組織上の変化があった場合には、上記2（1）に規定する内容変更の届出を行うこと。ただし、当該組織上の変更により存続する輸出者等が「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」を発行された輸出者等でない場合又は届出されている内容に著しい変更が必要となる場合は、上記1（1）に規定する新規の届出を行うこと。

6 輸出者等の名称等の公表等

（1）輸出者等の名称等の公表

上記3（2）又は4（2）により、「輸出管理内部規程受理票（別紙2）」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（別紙3）」（過去13月以内に発行されたものに限る。）が発行された輸出者等は、輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に対応し、かつ、届出済み輸出管理内部規程に基づく監査を実施し、自らの輸出管理体制の運用状況が適切であるとして、輸出者等の名称、所在地及びホームページのアドレス（和・英）を経済産業省のホームページにおいて公表することができる。

（2）輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）の届出

上記6（1）により、名称等の公表を希望する輸出者等は、「輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）（様式6）」を提出すること。ただし、公表後において、輸出管理体制の運用状況が適切でない点があることが確認されたときは、輸出管理体制の運用状況が適切であると新たに認められるまでの間、経済産業省のホームページから削除することがある。

（3）輸出管理内部規程の実施状況の公表の取り下げの届出

経済産業省のホームページに輸出者等の名称等が公表されている輸出者等であって、公表を希望しなくなった場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を提出すること。

7 資料の提出先等

上記1から6までに規定する届出の提出は、原則として、次のいずれかの方法により行うこと。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室が認める場合は、この限りでない。

- （1）「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う方法
- （2）電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）による送信
 - ① 輸出管理内部規程等に関する届出
bz1-CP@meti.go.jp
 - ② 輸出者等概要・自己管理チェックリスト等に関する届出（輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）の届出を含む）
bz1-CL@meti.go.jp

（問い合わせ先）

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部
安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室
住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL 03-3501-2841